

**令和3年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の状況**

## 目 次

令和3年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の状況	1
・参考資料1 令和3年度 健全化判断比率の状況	2
・参考資料2 自治体財政健全化法 指標（数値基準）と対象範囲	3

## 令和3年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の状況

### 1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率の状況について

健全化判断比率	(単位:%)			(参考)
	早期健全化基準	財政再生基準	丸亀市	令和2年度
○実質赤字比率 一般会計等の実質赤字の比率	11.95	20.0	— (-2.96)※	— (-0.88)※
○連結実質赤字比率 全ての会計の実質赤字の比率	16.95	30.0	— (-158.52)※	— (-129.94)※
○実質公債費比率 公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率	25.0	35.0	9.6	8.9
○将来負担比率 地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率	350.0		23.9	25.5

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、また将来負担額がない場合、「実質赤字比率(%)」、「連結実質赤字比率(%)」、「将来負担比率(%)」は負の値で表示されます。

### 2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく資金不足比率について

(単位:%)		
公営企業における資金不足比率	経営健全化基準	丸亀市
モーターボート競走事業会計	0.0	—
下水道事業会計	20.0	—

参考資料 1

令和3年度 丸亀市 健全化判断比率の状況	比率 の 状況 (%)	実質赤字比率	-
		連結実質赤字比率	-
		実質公債費比率	9.6
		将来負担比率	23.9

1. 実質赤字比率		
区分		決算額 (単位: 千円、%)
歳入歳出差引額	[A]	1,120,206
翌年度に繰り越すべき財源	[B]	311,791
実質収支額[A] - [B]	[C]	808,415
標準財政規模	[D]	27,243,682
実質赤字比率[C]/[D]×100		△ 2.96

2. 連結実質赤字比率			5. 資金不足 比率
区分		決算額 (単位: 千円)	
実質収支	一般会計	①	808,415
	法適用	②	40,829,560
	法非適用	③	610,343
資金余剰額	モーターボート競走事業会計	④	-
	下水道事業会計	⑤	-
	国民健康保険特別会計	⑥	724,821
	国民健康保険診療所特別会計	⑦	0
	駐車場特別会計	⑧	1,970
	後期高齢者医療特別会計	⑨	8,139
	介護保険特別会計	⑩	205,096
	介護保険サービス事業特別会計	⑪	0
	①～⑨合計額	[A]	43,188,344
標準財政規模	[B]	27,243,682	
連結実質赤字比率[A]/[B]×100		△ 158.52	

※実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は負の値で表示されます。

3. 実質公債費比率						
区分		決算額 (単位: 千円)	左の内訳 (単位: 千円)			
分子	元利償還金の額 (繰上償還額等を除く)	①	5,848,984	④の内訳		
	積立不足額を考慮して算定した額	②	0		決算額	
	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの	③	0		下水道事業会計	
	公営企業債の財源に充てたと認められる繰出金	④	675,858	診療所特別会計		
	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	⑤	67,225	⑥の内訳		
	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	⑥	3,025		決算額	
	一時借入金の利子	⑦	13		水資源機構負担金	
	特定財源の額	⑧	29,790			3,025
	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	⑨	374,888		小計 (①～⑦) - (⑧～⑪)	
	災害復旧費等に係る基準財政需要額	⑩	3,935,377			[A]
	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	⑪	1,461			2,253,589
標準財政規模	⑫	27,243,682	⑨～⑪の合計額			
⑨～⑪の合計額	⑬	4,311,726			[B]	
小計 ⑫ - ⑬		[B]	22,931,956		単年度	
実質公債費比率 (単年度) [A]/[B]×100			9.82729	令和元年度		
				令和2年度		
				令和3年度		
実質公債費比率 (3か年平均)			9.6			

4. 将来負担比率						
区分		決算額 (単位: 千円)	左の内訳 (単位: 千円)			
将来負担額	令和3年度末一般会計等の地方債現在高	①	58,057,359	②の内訳		
	債務負担行為に基づく支出予定額	②	826,484		決算額	
	一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に対する一般会計等負担見込額	③	8,666,900	水資源機構負担金		
	組合等の地方債の元金償還に対する本市の負担見込額	④	557,321	依頼土地買戻し		
	退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額	⑤	5,863,127	債務保証		
	設立法人の債務等に対する一般会計等負担見込額	⑥	0	③の内訳		
	連結実質赤字額	⑦	0		決算額	
	組合等の連結実質赤字相当額のうち本市の一般会計等の負担見込額	⑧	0	下水道事業会計		
	令和3年度末充当可能基金現在高	⑨	22,553,579	診療所特別会計		
	充当可能な特定の歳入見込額	⑩	1,133,058	④の内訳		
	地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	⑪	44,785,691		決算額	
小計 将来負担額 (①～⑧) - (⑨～⑪)		[A]	5,498,863		エコランド林ヶ谷最終処分場	
標準財政規模	⑫	27,243,682	瀬戸グリーンセンター			
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	⑬	374,888	水道事業			
災害復旧費等に係る基準財政需要額	⑭	3,935,377	⑩の内訳			
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	⑮	1,461			消防通信指令システム改修費負担金	
小計 標準財政規模⑫ - 算入公債費等 (⑬～⑮)		[B]			22,931,956	香川県広域水道企業団中瀬ブロックセンター施設整備負担金
将来負担比率 [A]/[B]×100					23.9	市営住宅使用料等
						土地開発公社に対する貸付金償還金

### 自治体財政健全化法 指標(数値基準)と対象範囲

財政再生基準(国の管理下で再建)			20%	30%	35%		
早期健全化基準			11.95%	16.95%	25.0%	350.0%	
経営健全化基準							20.0%
丸亀市			—	—	9.6%	23.9%	—
地方自治体	一般会計	①普通会計	↑ 実質赤字比率	↑ 連結実質赤字比率	↑ 実質公債費比率	↑ 将来負担比率	※公営企業会計ごとに算定
	特別会計						
	うち	②公営事業会計					
	③公営企業会計			↓ 資金不足比率			
	④一部事務組合・広域連合						
⑤地方公社・第三セクター							

①普通会計	一般会計
②公営事業会計	国民健康保険特別会計、国民健康保険診療所特別会計、 駐車場特別会計、後期高齢者医療特別会計、 介護保険特別会計、介護保険サービス事業特別会計
③公営企業会計	モーターボート競走事業会計、下水道事業会計
④一部事務組合・広域連合	中讃広域行政事務組合、香川県後期高齢者医療広域連合、 まんのう町外三ヶ市町山林組合、まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合、 香川県広域水道企業団
⑤地方公社	丸亀市土地開発公社
⑤第三セクター	丸亀市福祉事業団、丸亀市スポーツ協会、ミモカ美術振興財団、 香川県中部流通センター、中讃ケーブルビジョン